

○大和郡山市医療機関等物価高騰対策支援金交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、電力、ガス及び食料品等の価格高騰による影響を受けた医療機関等の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において大和郡山市医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、大和郡山市補助金交付要綱に定めるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(対象者)

第2条 支援金交付の対象となる者は、大和郡山市内に事業所を設置しこれを運営している事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、支援金を交付する年度において事業を営んだ期間が第5条の交付申請の日を基準として2ヶ月未満である事業所を除く。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所を設置する者
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める薬局を設置する者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に定める訪問看護を行う事業所を設置する者
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づく施術所を設置する者
- (5) その他市長の指定する事業所を設置する者

2 支援金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市長に対し法人の市民税及び事業所税に係る申告を行っていること（当該申告の義務を有する者に限る。）。
- (2) 事業者が本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 代表者、役員その他当該団体に実質的に関与している者（以下「経営者」という。）が、大和郡山市暴力団排除条例（平成23年12月大和郡山市条例第21号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 経営者が、暴力団排除条例第2条第1号に定める暴力団又は同条第2号に定める暴力団員等に対して資金等の提供、便宜の供与又は暴力団の維持及び運営への協力及び関与をしていないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。ただし前条第1項第5号に定める者の支援金の額は、市長がこれを定める。

2 同一の事業所において複数の事業を営む場合、別表の事業所の区分に対応する支援金の額を合算することができる。

(交付回数)

第4条 支援金の申請は、1事業所あたり1年度につき1回までとする。ただし、予算額に達した場合又は市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和郡山市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、市長が指定した日までに申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付又は不交付を決定したときは、大和郡山市医療機関等物価高騰対策支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第7条 支援金の交付の決定を受けた者は、大和郡山市医療機関等物価高騰対策支援金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和5年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

区分 番号	第2条の 該当する号	対象となる事業所の区分	支援金の額	担当部署
1	第1号	病院（病床数100以上）	50万円	保健センター
2	第1号	病院（病床数100未満）	30万円	保健センター
3	第1号	診療所	15万円	保健センター
4	第1号	歯科診療所	15万円	保健センター
5	第2号	薬局	15万円	保健センター
6	第3号	訪問看護事業所	10万円	保健センター
7	第4号	施術所	5万円	保健センター

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）